

## （目的）

第1条 この要綱は、上田市の優れた景観の形成に寄与する建築物、工作物、広告物、その他物件（以下「建築物等」という。）の所有者、設計者、施工者（以下「所有者等」という。）及び地域の優れた景観づくりに貢献する活動をしている団体、グループ又は個人（以下「団体等」という。）を、**上田市景観条例（平成24年条例第40号。以下「条例」という。）第33条により表彰し、広く市民に知らしめることにより、景観に対する市民意識の高揚を図ることを目的とする。**

## （用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に定める建築物及び特殊建築物をいう。
- (2) 工作物 生垣、塀、駐車場、街路灯、ベンチ、電話ボックス、彫刻、橋等をいう。
- (3) 広告物 **屋外で表示される広告物をいう。ただし、はり紙、はり札、広告幕、のぼり旗など表示される期間が半永久的でないものは除く。**
- (4) その他物件 道路、公園、広場、河川等をいう。

## （対象）

第3条 都市景観賞の対象は、**上田市内で新築又は改築された上田市内の建築物等で、景観、企画、設計、施工等が優秀なもの又は優れた景観の形成に顕著な功績のあった団体等とする。**

## （応募又は推薦）

第4条 所有者等及び団体等からの応募又は第三者の推薦のあったものの中から選考するものとする。

2 前項の応募又は推薦は、上田市都市景観賞応募用紙（別記様式）に次の各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 応募者又は推薦者の住所、氏名、年齢及び電話番号
- (2) 応募又は推薦する建築物等又は団体等の名称及び所在地
- (3) 応募又は推薦の理由

## （選考）

第5条 都市景観賞の選考は、**条例第34条により設置された上田市景観審議会（以下「審議会」という。）**が行う。

## （審査基準）

第6条 第5条の選考に当たっては、次の各号を審査基準とする。

- (1) **上田市都市景観デザインマニュアル上田市景観計画**を基準とし、特に、優れた景観の形成に寄与しているもの。
- ~~(2) 表彰年度からさかのぼって、5年以内に完成したもの。ただし、生垣等年数を必要とするものは、この限りでない。~~
- (2) **過去に実施した上田市都市景観賞の表彰作品を受賞した建築物等でないこと。**

## （表彰の方法）

第7条 表彰は、市長が所有者等に対しては賞状及び銘板を、設計者、施工者、団体等に対しては賞状を授与して行う。この場合において、必要に応じて審議会は特別賞を設けることができる。

## （広報活動）

第8条 市長は、都市景観賞に決定した建築物等又は団体等について広報への掲載その他の方法により、公表するものとする。

## （補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年 月 日から施行する。